

## 京都市家族介護用品給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族介護用品給付事業の利用に係る手続に関する事項その他この事業の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、本市の区域内に居住する要介護高齢者を介護する家族に対して、介護用品（介護に必要な物品で、介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与、同法第8条第13項に規定する特定福祉用具、同法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具の対象となるもの以外のものをいう。以下同じ。）を給付することにより、要介護高齢者及びその者を現に介護する家族の負担の軽減を図るとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「要介護高齢者」とは、次の各号のすべてに該当している者をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者であること。
- (2) 本市の区域内に現に居住している者であること。
- (3) 介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が4又は5に該当する者であること。
- (4) 居宅において現に介護されていること。

(給付対象者)

第4条 この事業により介護用品の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当している主たる介護者1人とする。

- (1) 要介護高齢者と現に同居している者
- (2) 要介護高齢者の配偶者若しくは3親等以内の親族
- (3) 要介護高齢者の属する世帯のすべての世帯員が申請日の属する年度（4月、5月中の申請については、申請日の属する年度の前年度）分の市民税が課されない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が、特に必要があると認めた者に対して介護用品を給付することがある。

(家族介護用品等)

第5条 この事業において給付する介護用品は、本市が指定する複数の種類の介護用品（以下「家族介護用品」という。）とし、本市が当該年度における家族介護用品の給付に関する業務を委託する家族介護用品取扱事業者（以下「給付業務受託事業者」という。）により、本市が交付する家族介護用品給付券（第1号様式。以下「給付券」という。）と引き換えに給付されるものとする。

(給付の申請等)

第6条 家族介護用品の給付を受けようとする者は、家族介護用品給付申請書（第2号様

式)及び次の各号に掲げる書類(以下「給付申請書等」という。)を要介護高齢者の介護保険被保険者証に記載されている住所地を所管する区役所・支所の健康長寿推進課(以下「区役所等所轄課」という。)を経て市長に提出するものとする。

- (1) 要介護高齢者の介護保険被保険者証(本市が発行したものに限る。)の写し
- (2) 要介護高齢者の属する世帯のすべての世帯員が申請日の属する年度(4月, 5月中の申請については, 申請日の属する年度の前年度)分の市民税が課されないことを証明する書類

2 市長は, 第1項の規定による申請があったときは, 家族介護用品の給付に関し必要に応じて, 区役所等所轄課に当該申請を行った者(以下「申請者」という。)の生活状況, 収入状況その他の事項を調査させるものとする。

3 市長は, 前項の規定による調査の結果により, 申請者が第4条の規定に該当していると認めるときは, その者について家族介護用品を給付することを決定する。ただし, 申請者が正当な理由がなく前項の規定による調査を拒んだとき, 又は申請者が当該申請の前に本事業において虚偽の申告その他の不正な手段により本市から給付券の交付若しくは家族介護用品の給付を受けたことがあるときは, この限りでない。

4 市長は, 家族介護用品を給付することを決定したとき, 又は給付しないことを決定したときは, その旨を家族介護用品給付決定等通知書(第3号様式。以下「通知書」という。)により当該申請者に通知する。

(給付券の交付)

第7条 市長は, 前条第4項の規定により家族介護用品を給付することを決定した旨の通知を受けた申請者(以下「給付決定者」という。)に, 次の表の左欄に掲げる申請の時期の区分に応じ同表の右欄に掲げる給付券を交付する。

4月1日から5月31日まで	5,000 <sup>円</sup> ×12枚
6月1日から7月31日まで	5,000 <sup>円</sup> ×10枚
8月1日から9月30日まで	5,000 <sup>円</sup> ×8枚
10月1日から11月30日まで	5,000 <sup>円</sup> ×6枚
12月1日から1月31日まで	5,000 <sup>円</sup> ×4枚
2月1日から3月31日まで	5,000 <sup>円</sup> ×2枚

2 前項の規定による給付券の交付は, 同一年度において1回とし, 再交付しないものとする。

3 給付券の使用期限は, 給付決定者が給付券を受け取った日から同日の属する年度の末日(末日が給付業務受託事業者の休業日に当たるときは, その前日)までとする。

4 本条の規定については, 市長が認める場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第8条 給付券の交付を受けた者は, 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 給付券を第三者に譲渡し, 又は換金してはならない。
- (2) 給付券を家族介護用品の給付以外の目的で使用してはならない。
- (3) あらかじめ区役所等所轄課に登録している居住地以外に家族介護用品の配達を依頼

してはならない。

(4) 配達依頼は、給付業務受託事業者につき1月に1回を超えてはならない。

(返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申告その他の不正行為により給付券の交付又は家族介護用品の給付を受けたときは、その者に対して、当該家族介護用品に相当する金員を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

(平成12年度の特例)

2 平成12年8月1日から同年12月28日までの申請者については、介護保険法第27条第1項の規定による要介護認定申請を行った日（平成12年7月31日までの要介護認定申請に限る。以下「要介護認定申請の日」という。）を第7条第1項の表の左欄に掲げる申請の時期とみなして第7条第1項の規定を適用するものとする。この場合において、当該申請者に係る要介護認定申請の日が平成12年4月1日より前であるときは、平成12年4月1日を要介護認定申請の日とみなして同項の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月27日から施行する。